第二十八条の五十一第二号を次のように改める。

二　第二十八条の四十第一項第八号の二に掲げる業務

第二十八条の五十一第三号中「前二号」を「前各号」に改め、同号を同条第六号とし、同条第二号の次に次の三号を加える。

三　第二十八条の四十第一項第八号の三に掲げる業務

四　第二十八条の四十第二項第一号に掲げる業務

五　第二十八条の四十第二項第二号に掲げる業務

第二章第七節第三款第九目中第二十八条の五十四を第二十八条の五十七とし、同款第八目中第二十八条の五十三を第二十八条の五十六とし、同款第七目中第二十八条の五十二を第二十八条の五十五とし、第二十八条の五十一の次に次の三条を加える。

（借入金及び広域的運営推進機関債）

**第二十八条の五十二**　推進機関は、経済産業大臣の認可を受けて、金融機関その他の者から資金の借入れ（借換えを含む。）をし、又は広域的運営推進機関債（以下この条及び次条において「機関債」という。）の発行（機関債の借換えのための発行を含む。）をすることができる。この場合において、推進機関は、機関債の債券を発行することができる。

2　経済産業大臣は、前項の認可をするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

3　第一項の規定による借入金の現在額及び同項の規定により発行する機関債の元本に係る債務の現在額の合計額は、政令で定める額を超えることとなつてはならない。

4　機関債の債権者は、推進機関の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

5　前項の先取特権の順位は、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

6　推進機関は、経済産業大臣の認可を受けて、機関債の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

7　会社法第七百五条第一項及び第二項並びに第七百九条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

8　第一項、第二項及び第四項から前項までに定めるもののほか、機関債に関し必要な事項は、政令で定める。

（政府保証）

**第二十八条の五十三**　政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、推進機関の前条第一項の借入れ又は機関債に係る債務（第二十八条の四十第一項第五号又は第八号の二に掲げる業務に係るものに限る。）の保証をすることができる。

（余裕金の運用）

**第二十八条の五十四**　推進機関は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一　国債その他経済産業大臣の指定する有価証券の保有

二　経済産業大臣の指定する金融機関への預金

三　その他経済産業省令で定める方法

第二十九条第六項ただし書中「及び発電事業者」を「、発電事業者及び特定卸供給事業者」に改め、同項第一号中「又は」を「、配電事業者又は」に改める。

第三十一条第一項ただし書中「及び発電事業者」を「、発電事業者及び特定卸供給事業者」に改め、同項第一号及び第二号中「又は」を「、配電事業者又は」に改める。

第三十四条第一項及び第二項中「一般送配電事業者」の下に「又は配電事業者」を加え、同条第三項中「について」を「又は配電事業者について」に、「限る」を「限り、第二十七条の十二の十三において準用する場合を含む。第三十七条の三第一項において同じ」に改める。

第三十五条第一項ただし書及び第六項並びに第三十六条第一項ただし書中「第三十二条」を「第二十七条の十二の十三及び第三十二条」に改める。

第二章の次に次の一章を加える。

**第二章の二**　電気使用者情報の利用及び提供

（電気使用者情報の提供の禁止の例外）

**第三十七条の三**　第二十三条第一項の規定にかかわらず、一般送配電事業者又は配電事業者は、認定電気使用者情報利用者等協会（次条の規定による認定を受けた者をいう。以下同じ。）に対し、同項第一号の電気の使用者に関する情報（同号の経済産業省令で定めるものを除く。以下「電気使用者情報」という。）を提供することができる。

2　前項の規定は、電気使用者情報の提供を制限する他の法律の規定の適用を妨げるものではない。

（認定電気使用者情報利用者等協会の認定）

**第三十七条の四**　経済産業大臣は、経済産業省令で定めるところにより、電気使用者情報を利用しようとする者並びに前条第一項の規定により電気使用者情報を提供しようとする一般送配電事業者及び配電事業者（第二号において「電気使用者情報利用者等」という。）が設立した一般社団法人であつて、次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、次条に規定する業務（以下この章において「情報利用等適正化業務」という。）を行う者として認定することができる。

一　社員（以下この章において「会員」という。）による電気使用者情報の利用及び提供の適正化を図ることにより電気供給事業者間の適正な競争関係の確保に資することを目的とすること。

二　電気使用者情報利用者等を会員に含む旨の定款の定めがあること。

三　情報利用等適正化業務の適確な実施のために必要な業務の方法を定めているものであること。

四　情報利用等適正化業務を適確に行うに足りる知識及び能力並びに財産的基礎を有するものであること。

（認定電気使用者情報利用者等協会の業務）

**第三十七条の五**　認定電気使用者情報利用者等協会は、次に掲げる業務を行うものとする。

一　一般送配電事業者又は配電事業者が第三十七条の三第一項の規定により提供した電気使用者情報を会員に提供する業務

二　会員が電気使用者情報の利用及び提供をするに当たり、この法律その他の法令の規定及び第四号の規則を遵守させるための会員に対する指導、勧告その他の業務

三　会員の行う電気使用者情報の利用及び提供の適正化並びにその取り扱う情報の適正な取扱い及び安全な管理のために必要な規則の制定

四　会員の行う電気使用者情報の利用及び提供の適正化を図るために必要な指導、勧告その他の業務

五　会員のこの法律若しくはこの法律に基づく命令若しくは処分又は前号の規則の遵守の状況の調査

六　会員の行う電気使用者情報の利用及び提供の適正化を図るために必要な情報の収集、整理及び提供

七　電気使用者情報の利用及び提供に関する電気供給事業者及び電気の使用者からの苦情の処理

八　電気の使用者に対する広報

九　前各号に掲げる業務に附帯する業務

十　前各号に掲げるもののほか、電気使用者情報の利用及び提供に関し、電気供給事業者間の適正な競争関係の確保に資する業務

（会員名簿の縦覧等）

**第三十七条の六**　認定電気使用者情報利用者等協会は、会員名簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

2　認定電気使用者情報利用者等協会でない者は、その名称中に、認定電気使用者情報利用者等協会と誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

3　認定電気使用者情報利用者等協会の会員でない者は、その名称中に、認定電気使用者情報利用者等協会の会員と誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。